

日時:平成29年7月4日(火) 10:00~11:30

場所:広島市立広島特別支援学校

「卒業後の進路と 将来の生活について」



社会福祉法人 光清学園
相談支援事業所 光清学園

相談支援専門員

中島 和久

今日のねらい

①いろいろな福祉サービスについて確認しましょう

⇒どんな支援が制度上あるか？

②将来の生活について考えてみましょう

⇒本人の思いと家族の思いは？

③相談支援事業所で気づいたことについて聞いてください

⇒今まで関わってきた相談者から感じたこととは？

① いろいろな福祉サービスについて

1. 障害福祉サービスについて①

(介護給付費対象サービス) ※サービス等利用計画が必要

1. 介護給付費 (訪問系)	サービスの内容	障害支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	区分1～6
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	区分4～6
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時の必要な援助を行います。	区分1～6
行動援護	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	区分3～6
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6

1. 障害福祉サービスについて②

(介護給付費対象サービス)※サービス等利用計画が必要

1. 介護給付費 (入所、通所系)	サービスの内容	障害支援区分
短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1～6
療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	区分5～6
生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。	50歳未満 区分3～6 (入所は区分4～6)
		50歳以上 区分2～6 (入所は区分3～6)
施設入所	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行います。	50歳未満 区分4～6 50歳以上 区分3～6

1. 障害者福祉サービスについて③

(訓練等給付費・地域活動給付費対象サービス)

※サービス等利用計画が必要

2. 訓練等給付費	内容	障害支援区分
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。	区分要件なし
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。	
就労継続支援 (就労移行・A・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	非該当～区分6

1. 障害者福祉サービスについて④

(訓練等給付費・地域活動給付費対象サービス)

※地域活動給付費対象(一例)サービスのみはサービス等利用計画必要なし

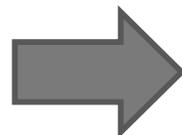
3. 地域生活支援給付 ※一部紹介	内容
①移動支援	屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
②地域活動支援 センター 2型、3型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行ないます。
③重度身体障害者 入浴サービス	居宅へ訪問し、入浴サービスを提供します。
④日中一時支援	家族の就労及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

1. 障害福祉サービスについて⑤

(支給量について)

居宅サービス支給量上限						
障害支援 区分	基準時間		日中活動サービス等との併給の場合			
			日中活動・児童通所 学校・保育園・作業所他		公設デイ重介教室	
	介護力なし	介護力あり	介護力なし	介護力あり	介護力なし	介護力あり
区分6	213	118	-102	-54	-51	-27
区分5						
区分4	118	54	-54	-27	-27	-13
区分3	78	39	-39	-19	-19	-9
区分2	52	26	-26	-13		
区分1	26	13	-13	-6		

移動支援支給量上限
基準時間
80



年齢	支給量上限
0～3歳	0
4～就学前	20
小学生	40
中学生	60
高校生	80

※児童の場合

1. 障害者福祉サービスについて⑥

ちなみに……

1. 就労支援/日中活動	平成28年7月	現在
就労移行	21カ所	23カ所
就労継続支援A型	34カ所	37カ所
就労継続支援B型	74カ所	85カ所

2. 日中活動	平成28年7月	現在
生活介護	38カ所	43カ所
地域活動2型	7カ所	8カ所

3. 短期入所/日中一時	平成28年7月	現在
短期入所	39カ所	44カ所
日中一時	21カ所	22カ所

4. 障害児通所支援	平成28年7月	現在
児童発達	36カ所	38カ所
放課後等デイ	140カ所	161カ所

就労移行、就労B型放課後等デイでは定員の空きがあります。また、就労系では地域活動3型があり、知的障害では10事業所が対応しています。

1. 障害者福祉サービスについて⑦

ちなみに……

身体介護、家事援助の一例

家事援助

食事介助、清拭や入浴介助、排せつ介助、
身体整容や洗面介助、着替えの介助や体位変換、
服薬の介助

身体介護

洗濯、ベットメイキング、衣類の整理、掃除
生活必需品の買い物・薬の受け取り、
一般的な食事の準備や調理

② 卒業後の進路
と
将来の生活について

2. 卒業後の進路について①

本人の意思確認と家族の思い

これまでの相談者とその家族の思いから推測

【本人の思い】

「卒業後の進路と言われても分からない」「何がどう違うのか」

「不安、寂しい」と思っているのでは・・・

「会社で働く」「作業所に通う」「デイサービスに通う」など

具体的なイメージがついていないかもしれない・・・



いろいろ考えたり、変化に戸惑うかもしれないが、これはごく普通の気持ちではないか・・・

2. 卒業後の進路について②

本人の意思確認と家族の思い

これまでの相談者とその家族の思いから推測

【家族の思い】

「生活リズムが変わることの不安」「送迎がない、送迎時間が変わる」「本人がやっていけるだろうか」「どの事業所がいいのか」「家族の健康状態」など先行きの不安があるかも・・・

「学校の卒業は本人の成長を感じさせられる」「少しでも自立出来るようになって欲しい」など将来についての期待がある



将来に対しての期待と不安があるのは親として当然な気持ちだと思います

2. 卒業後の進路について③

本人と家族の思い

期待

- ・社会人としての期待と希望がある
- ・自立に向けて頑張りたい(もらいたい)
- ・いろんな事を体験、経験してほしい
- ・楽しく過ごしてほしい ... など

不安

- ・生活リズムが崩れることが心配
- ・ちゃんとついていけるのだろうか?
- ・将来的な見通しがつくだろうか?
- ・家族も年老いていく生活 ... など

戸惑い

- ・これからの生活がイメージできない
- ・これまでのように学校へ相談が出来なくなるので誰に相談したらよいか
- ・時間、場所など慣れた環境から違う ... など

2. 卒業後の進路について④

在学中に出来ること(体験、経験)

⇒卒業後の進路や生活について考える

・進路については学校での実習を経て、進路を決定する

その為にも・・・

※学校の先生方に相談をしていく

※施設、事業所、企業の見学してみる

・生活の見直しについて考える

※生活リズムが崩れている場合、生活習慣を整える

・身だしなみや挨拶について家でも気にしていく

・余暇の過ごし方について検討していく ……など

※保護者、福祉サービスで公共交通、公共施設などの利用

※通所、通勤で送迎がない場合、訓練が必要な場合がある

3. 将来の生活について①

本人の意思確認と家族の思い

これまでの相談者とその家族の思いから推測

【本人の思い】

「今は困っていないから家族との生活が続けばいい」と思っているのではないか？

【家族の思い】

「将来の生活が不安で一人にならないように施設入所、グループホームなどの生活の場を希望」としている家族の方が多いのではないか？



困りごとがないと次につながらないのが現状・・・

3. 将来の生活について②

家族が心配していることとして

本人の将来の生活に対して大きく分けて3つの不安

①住居や生活

生活(場)に対する不安⇒将来像がはっきりしないし、

誰が本人の身の回りのことをしてくれるのか？

②就労や収入(生計)

経済面の不安⇒経済的に生活できるかどうか？

③支援

日常生活上の不安⇒契約・財産管理などの法的

手続きや生活面の支援を誰がしてくれるのか？

4. 家族が心配していることとして

3つの不安に対しての選択肢

①居住や生活の場の選択肢

居住⇒在宅(親、兄弟、単身)、グループホーム、施設入所

②就労や収入(生計)の選択肢

公的⇒障害年金、生活保護等の公的制度

就労⇒就労移行、就労継続支援A型・B型、一般就労

財産⇒相続など

③支援(人権、権利擁護、生活、就労等の支援)の選択肢

金銭⇒行政、成年後見人制度、かけはし、民間保証人協会

相談⇒行政、司法書士、弁護士、相談支援事業所、

福祉サービス事業所など

5. 添付資料説明

- ・年金申請
- ・障害福祉サービス利用について
相談支援の流れ
サービスのイメージ図

※別紙参照

③相談支援事業所で気づいたこと

6. 相談支援での気付き①

支援で困る点

①本人の基本情報がない

※情報(生育歴)、緊急連絡先、医療機関、金銭など

⇒本人からの聞き取りが難しいことが多い

②生活への支援者がいるかどうか分からない

※家族(兄弟)、親せき、知人の支援が可能かどうか

⇒緊急時の連絡先を行政を巻き込んで探す案件あり

③緊急的な支援が出来る事業所が少ない

※他機関との繋がり(契約)、受け入れ先がない

※障害福祉サービスに繋がっているかどうか

⇒障害福祉サービス(区分決定)が無ければ介護給付費対象のサービスが使えない場合もある(短期入所は前倒しで支給する例外的なケースあり)

6. 相談支援での気付き②

家族で検討してもらいたいこと

①情報整理

※生育歴、緊急連絡先、掛かり付け医（これまで掛かった病院も含め）、金銭の状況、本人希望する暮らしについて情報としてまとめておく

②両親以外の支援者確認

※家族（兄弟）、親せき、知人がいるかどうか考える

（補足）すべて福祉サービスで考えて、支援として依存すると緊急対応時にうまくいかないこともある

③緊急支援の確保や自立に向けた取り組み

※他機関との契約、利用も考えて進める

6. 相談支援での気付き③

事例紹介 一部紹介

①家族のバランスが崩れたり、家族が高齢になって支援できない状況に陥った

※本人が自宅で一人暮らしになり、賃貸住宅であった為、名義変更の際に保証人が必要

【結果】

(ケース1)親戚または兄弟に保証人になってもらい継続して賃貸できた

(ケース2)民間会社の保証人協会で賃貸住宅の保証人になってもらう

②両親は他界し、意思決定、金銭管理、契約上など、他に頼れるところがない

※金銭について家族、本人の通帳の処理の名義変更については相談支援が対応できない

【結果】

(ケース3)母親の兄弟が手続きを進めてくれた

(ケース4)成年後見人制度を利用しており、滞りなく処理が進んでいった

③家族のバランスが崩れたり、家族が高齢になって本人の生活面での支援がない

※緊急の短期入所の受け皿がなく(光清学園も同様)、生活面での支援体制が整わなかった

【結果】

(ケース5)移動支援で買い物、配食サービスを利用し、安否確認と食事等の供給に努めた

(ケース6)短期入所の長期利用(光清学園も対応難)の受け皿はなく、複数利用や家族の協力を受けた

7. 進路研修会事前質問について①(説明／意見交換)

分類	質問項目
昨年度 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ①区分1～6がどのように分かれているか ②具体的なケースについて話を聞かせて欲しい ③居宅サービスの支給上限について知りたい
小学部	<ul style="list-style-type: none"> ①重複学級に在籍する児童の進路 ②就労するために必要な力と教師のできること ③保護者への支援について知りたい ※時間、金銭、ゆとりのない保護者はどこに相談すればよいか ④幼少期に教員にして欲しい必要な支援、指導はあるか
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ①作業所 就労継続A, B等どんな実態があり、どのような子が行くのか また、行ける可能性があるか ②中学部でどんな力を身に付ければよいか ③どんな状態の子がどんな仕事をしているのか
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ①卒業後、作業所の後、利用できるサービスについて知りたい ②保護者が仕事をされている為、卒業後は児童デイサービスを利用できないため、作業所から子供が帰ってきて時間がありすぎる ③保護者が病気だったり精神的に生徒の面倒を見てくれなくなった時、利用できるサービスは何があるか ④区分認定の判断基準を教えて欲しい

7. 進路研修会事前質問について② (南区 就労系の事業所からの聞き取り結果)

項目	就労に向けて必要な点
社会人としての基本	<ul style="list-style-type: none"> ①基本的な挨拶 ②体調不良時に自分で伝える ③素直さ ④社会性、マナーを身に付ける ⑤生活リズムの確立
社会人への ステップアップ	<ul style="list-style-type: none"> ①他利用者との関わり(協調性) ②働く場として考えたときに集団の中でも取り組める力 ③集中力(本人が得意な事を見つけておく) ④経験から本人の強みをみつけていく ⑤※仕事に対してのやる気につながる ⑥移動手段を持っておく(公共交通機関、支援問わず) ※一般企業、就労A、B問わず、経験を積むことが必要 ⑦本人の楽しみ(就労への活力につながる)
学校、保護者へ 課題／要望	<ul style="list-style-type: none"> ①細かな情報を教えて欲しい ※本人の特性など知り、対応の参考にしたい ②経験から本人の強みをみつけていく ※仕事に対してのやる気につながる ③学校の延長での利用になっている気がする ※通う場の意義について考える

8. 相談支援事業所の状況

相談機関について

広島市の相談支援事業所数（平成29年7月現在）

基幹相談支援事業所 …… 8カ所（各 区 1カ所）

委託相談支援事業所 …… 16カ所（各 区 2カ所）

※内、1箇所基幹兼務

特定相談支援事業所 …… 55カ所（南 区 5カ所 内）

※55カ所のうち知的障害を対象にしている事業所は43カ所

障害児相談支援事業所 …… 45カ所（南 区 3カ所 内）

※特定相談支援、障害児相談支援の併設事業所が多い

各区で定期相談会を区役所で開催

各区ごとに毎月又は定期に開催（基幹相談支援センターへ問い合わせ）

9.市委託相談支援事業所

区	委託種類	事業所の名称	所在地	電話番号 FAX番号
中区	基幹委託	障害者生活支援センター めーぶる	730-0823 中区吉島西二丁目2-3-20	電話:545-8800 FAX:545-8801
	委託	生協ひろしま障がい者相談支援センター	730-0802 中区本川町2丁目6-11 第7ウエノヤビル4階	電話:503-0715 FAX:234-2411
東区	基幹委託	地域生活支援センターぬくもりのサロン	732-0034 東区温品町字森垣内510-1	電話:289-6088 FAX:289-6085
	委託	広島市こども療育センター 地域支援室	732-0052 東区光町二丁目15-55	電話/FAX 263-0683
南区	基幹委託	地域生活支援センターふれあい	734-0001 南区出汐3-2-20	電話:250-7830 FAX:250-7831
	委託	相談支援事業所光清学園	734-0001 南区出汐2丁目3-46	電話:254-0905 FAX:254-0910
西区	基幹委託	障害者支援施設いくせい 育成会相談支援センター	733-0004 西区打越町17-27	電話:509-0627 FAX:509-0629
	委託	相談支援事業所ネクストライフ	733-0864 西区草津梅が台11-6	電話:278-1294 FAX:278-1295
安佐南区	基幹委託	太田川学園特定・障害児相談支援事業所	731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	電話:848-0130 FAX:848-0810
	委託	生活支援センターあさみなみ	731-0138 安佐南区祇園6丁目31-3	電話:962-3336 FAX:962-3336
安佐北区	基幹委託	あさきた相談支援センター ウイング	731-0231 安佐北区亀山3丁目15-3	電話:847-2228 FAX:847-2266
	委託	広島市北部こども療育センター	731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	電話:814-5801 FAX:815-0541
安芸区	基幹委託	モルゲンロート	739-0323 安芸区中野東4-5-35	電話:892-3050 FAX:892-3914
	委託	瀬野川学園特定・障害児相談支援事業所	739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	電話:894-8958 FAX:894-0403
佐伯区	基幹委託	地域生活支援センターいつかいち	731-5127 佐伯区五日市1-5-39	電話:943-5562 FAX:924-5560
	委託	広島市西部こども療育センター 療育相談室	731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	電話:943-6832 FAX:943-6865

ご清聴ありがとうございました

MEMO